

平成14年第14回教育委員会記録

平成14年8月30日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年8月30日(金) 午前10時00分～11時25分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 大藏 雄之助
委員 安本 ゆみ 教育長 與川 幸男

欠席委員 委員長 宮坂 公夫
職務代理者

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博 継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁 司
施設課長 小林 陽一 指導室長 工藤 豊 太
社会教育
スポーツ課長 武 笠 茂 中央図書館長 木下 亮 子
社会教育
センター所長 伊藤 俊 雄 中央図書館
次長 杉田 治
事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規担当
係長付主査 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

議案審査

議案第58号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

議案第60号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程

報告

- (1) 済美養護学校幼児教室事業の廃止について
- (2) 生活科教科書について
- (3) 民間人講師について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

委員長 第14回教育委員会定例会を開会いたします。お忙しいところ、また日程等の変更がありましてご迷惑をおかけしていますが、よろしくお願いいたします。

本日は、宮坂委員から欠席という連絡を受けております。

会議録署名委員は安本委員にお願いいたします。

本日は議案が3件、それから、報告事項が4件あります。その内、議案第58号については、第3回区議会定例会に提出予定です。この件については、地方教育行政の運営及び組織に関する法律第13条に基づいて非公開とさせていただきますが、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案第58号の審査については非公開とします。

(委員室閉鎖)

それでは議案審査に入ります。日程第1、議案第58号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上呈し審議いたします。学校運営課長から説明をお願いいたします。

学校運営課長 私から議案第58号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。議案の朗読は省略させていただきます。

この条例の改正点の概要ですけれども、大きく2点あります。まず第1点目といたしましては、「大学院修学休業に関する教育公務員特例法」の改正を受けて、退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算方法を規定した第12条4項で同法の該当条項の引用をしています。そのために当該引用部分の規程を整備するものです。

続いて第2点目です。平成14年度の勤奨退職者に対する退職手当の割増し率を従来の2%から3%にするものです。この改正については、既に平成13年度の退職手当について同様の改正が行われたところです。今後の定年退職者等の大幅な増加に対応しまして、年度間で退職手当の支給総額を平準化していきたいという目的がありまして、平成14年度についても同様の措置を講じることとしたものです。実施の時期ですけれども、教育公務員特例法の改正にともなう規程整備については来年平成15年4月1日から施行いたします。また、平成14年度勤奨退職制度の特例措置については、この平成14年10月1日から施行するものです。私のほうからの説明は以上です。

委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見はありますか。お願いいたします。

教育長 これは100分の2が100分の3ということですから、そういう意味では割増しで、ある意味では、区の財政にとっては負担が増えるという言い方も一方で言えるわけです。これから予測される一定の時期、それはいつ頃か私もはっきり承知はしておりません。けれど、ここ数年後に一斉に退職時期を迎えるということで、財政逼迫ということが起きないように平準化することなのですが、平準化ということについてどの程度、これは職員自身の意思でしょうか、平

準化が期待できると考えてよろしいのですか。ちょっと素朴な質問ですけど。

学校運営課長 これも教育長がおっしゃるように、ある程度職員の自発的な退職の意思ということに基づくものですから、なかなか先立っての計算といえますか、予測が立ちにくい状況です。どのくらい見込めるかというのはなかなか試算的に難しいものでして、財政的な影響額という形ではなかなか見出しにくい状況です。

庶務課長 この上乘せの部分については23区まちまちでして、加算がないというような所もありますし、5%というような所もあるのです。杉並は昨年も3%ということでやりましたが、勸奨退職者は、それまでに比べて相当な数がこの制度によって辞めたということが、平成13年度でございましたので、平成14年度についてもそういった効果はあるのではないかと思います。

教育長 はい、わかりました。

委員長 他にありますか。

教育長 これは教育公務員についても同様ですか。

学校運営課長 教職員は同じです。

教育長 東京都はそういう制度はないのですね。

学校運営課長 同じ教育公務員でも幼稚園教諭はこの適用を受けます。

教育長 わかりました。幼稚園だけですな。

委員長 原案どおり採択することに決定させてもらってよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり採択することに決定いたしました。ありがとうございました。

では以降、公開させていただきますので、傍聴希望者がもしいらっしゃったらお願いします。

(傍聴者入室)

日程第2、議案第59号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し審議いたします。学校運営課長から説明をお願いいたします。

学校運営課長 議案第59号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。議案の朗読は省略させていただきます。

もう既にご案内のように、平成13年12月に地方公務員の育児休業に関する法律が改正されました。この改正の内容ですが、育児休業の対象として養育する子どもの年齢が従来1歳未満だったものが3歳未満という形で引き上げられました。このことに伴いまして、育児休業に対応する代替職員の臨時的任用について11カ月以上の任用が可能となりました。そのために、その場合の臨時的任用職員の年次有給休暇の付与日数を新たに定めるものです。この改正規程については平成14年9月1日から施行するものです。私からの説明は以上です。

委員長 ではご質問、ご意見をどうぞ。

教育長 これは特別区人事委員会の承認を得ているということでしょうか、当然 23 区すべてというふうに考えているのですか。

学校運営課長 教育長がおっしゃるように、特別区人事委員会の承認を得ています。これは 23 区の担当課長会等でも申し合わせをしまして、同一の改正をしていくという内容になっています。

教育長 はい、わかりました。

委員長 用語がわからないのですけれど、例えばマスに書いてあるような、1 月以上 2 月未満、「以上」ということですか。「以上」という言葉は普通使わないでしょう。

学校運営課長 これは期間を定めた規程でして、暦年、カレンダーにおいての 1 月とかそういったことではなくて、1 カ月以上という形で。法例上の独特な表現、言い回しの規程になっていて、このような表現を使うことが慣例になっています。

委員長 他によろしいですか。なければ原案どおり採択してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、原案どおり採択することに決定させていただきます。

日程第 3、議案第 60 号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程」。庶務課長、説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから議案第 60 号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程」についてご説明いたします。お手元に規程の概要を配付してございますので、それに基づきながらご説明をしたいと思います。

まずこの規程の目的ですけれど、教育委員会、教育機関が環境にやさしい事業運営をしていくということ、環境マネジメントシステムの推進体制と、基本的事項を定めていくということで、この規程の整備を図ったというものです。この規程については 10 章から成り立っています。総則から始まりまして、システム推進体制、教育機関環境マネジメントシステム本部会議、そういったことで、全部で 10 章ということになっています。

それぞれ若干説明いたしますと、第 1 章については総則ということです。この規程の目的、使われている用語の定義、適用対象ということで定めたものです。この適用対象については各教育機関とその設置場所ということで、それぞれ特定をして適用対象を定めているというものです。

第 2 章はシステムの推進体制というものを定めています。誰がマネジメントシステムの責任者になっていくのか、どういう形でこれを進めていくのかと、そういった組織体制の部分、推進体制の部分の規定をしています。また、環境管理者に教育長ということでシステム全体の総括をしていくということ、管理総括者は環境方針を決めることと、環境目的、環境目標、プログ

ラムなども作成し見直しも行っていくと、そういう役割も持たせるということで定義しています。

教育機関については環境管理責任者をおいて、この環境管理責任者には各教育機関の長というものを充てています。例えば学校でしたら、学校の校長が環境管理責任者ということです。その他に管理責任者が副管理責任者を指名すること。これは、教育機関の中でも係長級の機関がありまして、例えば図書館でいきますと、中央図書館は部長級、課長級がいますが、その他の職員管理については係長級職員で運営している。そういう所にはISOの推進者を置いて進めていくと、そういった推進体制の規程になっています。

第3章は本部会議について定めたものです。本部会議については、管理総括者と、管理総括者が指名する管理責任者で構成するといった規程。それから、本部会議で扱う、審議する内容。例えば環境方針では、教育機関の環境に関する行動の理念ですとか、基本方向を定めたものの審議、環境方針から生じる中長期的な到達点という環境目的、環境目的や環境目標を達成するための具体的な取組みの内容、それから、責任、日程、そういったものを明示した計画ということでプログラムなどに関しても審議を行うといったことを定めています。

第4章については、環境方針、環境目的等の要件を定めるということです。環境方針については、4つの要件を満たすものを作らなければいけない。それぞれ教育機関の活動に適し、環境の継続的な改善の意思表示を示すと、こういった要件を定めています。それから、広報などを通じて公表するといったものを定めています。

それから、環境目的等については環境方針との整合性ということでは、事務事業が環境に与える影響について、例えば廃棄物の排出ですとかエネルギーの使用など、内容別にとらえたものを環境側面というような言い方をしています。そしてそれとの適合性、そういったものを配慮して定められる必要があるというような要件等を第4章で定めています。

第5章についてはシステムの運営ということで定めていまして、4節に分かれています。

第1節が運営管理手順を定めるということで、こういった事柄をどのように進めていくのかと、そういった手順書などをやっていくと。

第2節についてはシステムの点検と、不適合の是正について定めるということで、実際に進めていった上でのその達成状況ですとか運営状況。そういったものを点検し記録するという事など、実際にシステムを進めていく上で、日常的な点検をすべき事柄などについて定めています。

第3節ですが、先ほど申し上げた、事務事業が環境に与える影響について内容別にとらえたものということで、環境側面ということを行っています。環境側面調査などについて定めるということで、調査を年1回に実施、あるいは随時に行うことなどについて定めています。

第4節ですが、これらについては環境関連の事故、それから、環境関連事態の対象について定

めるということで、環境関連事故が発生した場合、あるいは緊急事態が発生した場合の必要な措置といったものについて定めています。

第6章については、内部環境監査について定めています。これらは実際にISO 14001 がきちんと維持管理されているかどうかを、監査するために内部環境監査を行うと。そういった事柄と、誰が行うのかということについての規程を定めたものです。

第7章ですが、システムの見直しについて定めています。管理総括者は、年1回のシステムの見直しを行わなければならないというような形で、見直しについての規程を定めたものです。

第8章ですが、実際にシステムを運用していくのは職員ですので、職員研修について定めています。研修計画を作成することですとか、職員の講習会などに参加させる義務ですとか、職員研修について定めています。

第9章はISOの推進事務局について定めまして、事務局については庶務課長がなるというような規程です。

第10章については、システムの運営に必要な事項を教育長が定めるということで、委任する規程で第10章が成り立っています。この規程の施行日ですが、平成14年10月1日から施行するという規程の内容になっています。

この規程概要の後ろに「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム組織図」というのがあります。これらが先ほど申し上げた推進体制の中で、誰が、どういう役割を担っていくのか、あるいはどういう内容での審議を行っていくのかという、いわゆるシステムの組織図を網羅的にまとめたものが資料としてあります。見ていただけたらと思います。私のほうからは以上です。

委員長 では、ただいまのご説明に関してご質問、ご意見をお願いいたします。

大藏委員 私は環境を整えていくというのは、反対ではなく賛成です。しかし、こんなにもお役所仕事のようにしなければならないのでしょうか。だってみんな職員でしょう。だから、とにかく教育長に総括責任者として与える。そして、後の大部分はそこから指令をしていけば、それはできるのではないかと思うのですね。これを決めることに反対ではありません。だから決めてもいい。しかし、全部をこのようにしていかなければならないというと、役所そのものようになって若干の疑問を持ちますね。

庶務課長 この規定についてはISO 14001 の日本工業規格に準拠するというだけでやっているのですが、その中にもいろいろな定めがあります。様々な規定の整備をしながら、それに基づいて進めていかないと逆に認証取得ができない状況もあります。私どもはこれを検討していく際に、区長部局で作っているものと比較しながら作っていったのですが、区長部局のほうもものすごく分量が多くて、これぐらいの厚さの規程になってしまうのです。それをそこまでやるというのは

どうかということで、区長部局のほうの中身も精査しながら教育委員会の中で合うものにしていくと、この規定についていろいろ比較検討しながらここに収まったというのが実情です。

大藏委員 国で審議している国語だとか、そういうものだったら細かく決めとかなければならないけれど、こんなものは細かく書けば書くほど逆に疑問が出てきたり、苦情が出たり、これはいいのかとか、これはこうすべきではないかとかいうことですね。それから、また、人権などそういうことに関わるものは別です。そうではないものは規定があって、ISO規格が取れないものは別ですけど、できるだけ簡素化をしていってやったほうがいいのではないかと。担当者になった人は、そんな長いものをいちいち1人でやるのは大変なことだと思うのです。意見です。こう決めることに反対ということはありません。

教育長 いま大藏委員がおっしゃっておられましたけれど、実際の日常的な運用の場合、特に教育機関は学校という場がほとんどです。それと教育活動、子どもたちが当然これに参画をしていくわけですから、難しい規定をこと細かに子どもたちに話したところでピンときません。これは私もISOを取得するために、細かい規定を定めなければならないということはよくわかります。けれど、実際の運用にあたっては、これをもう少しわかりやすくパンフレットしたものを、場合によっては廊下なんかには貼りつけておけば、子どもは一目見たらわかるというようなことを是非お願いをしたいなど。私もそういう意味では大藏委員と同意見です。ただ規定上こう収めなければならないのだろうなということは推察するわけで、そういう意味ではやむを得ないのかなと、そんなところです。

ということで、とてもわかりやすい研修・講義、それから、もちろん図書館とか科学館とか、一般の区民の方もご利用なさる所も場合によっては区民の方のご協力も得て、それぞれの施設運営ということもあろうかと思しますので、ポスターとか提示するとか、そんな形でできたらいいなと思うのですが、そんな計画はありますか。

庶務課長 この規定の整備に伴いまして、実際に学校の中あるいは教育機関の中に周知徹底を図っていかねばいけませんので、リーフレットとかパンフレットなど本当にわかりやすいものにしていかねばいけないと思っています。それから、こういったことをやればこういった活動につながってくるのか、例えば今年もプールのヤゴの救出とか飼育を学校でやっていますので、こういったものも当然マネジメントの中に入ってくるのだと。そういったことも含めて、わかりやすくしていきたいというふうに思っています。

委員長 認証されて、実際の運用は10月1日からということになると、同時に中身が検討されるわけでしょう。中身というのは、例えば目標だとかシステムの運営とかいろいろ、さっきご説明のあったようなこと、その中身はどうなのですか。

庶務課長 規定で整備をして、この規定の中に、例えば環境方針に定めなければならない先ほど申し上げた4つの条件とか、そういったものがいくつが決まってきます。今回この議案が了承されれば、それに合わせまして環境方針になるものを、もう十分事務局の中で検討はしていますけれど、改めてご報告したいというふうに思っています。

委員長 それで10月1日スタートですか。

庶務課長 はい。

委員長 これはかなり具体的に数値目標を示さなければいけないのですよね。だから議論というか、前もって提示してもらったほうがわかりやすいと思うのですけれど。

庶務課長 スケジュール的には、次回の教育委員会に報告をしたいということで考えていまして、環境の目標とか、行動計画、環境目標、環境方針、そういう大きな部分についてご報告したいというふうに思っています。

委員長 新宿も来年から教育委員会をやると言っていますけれど、板橋は今年から教育委員会をやっているでしょう。

庶務課長 実はやり方がいろいろ、全部違って、各学校を全部教育機関として全体的にやっていくというのはいまのところない状況です。例えば鹿児島などでもあるのですが、学校ISOを取得したという話であるのですが、実際には認証取得機関の認証ではなくて、例えば市長が認証するとか、あるいは教育長が認証するだとかという、ちょっと若干国際規格とは違うような形の認証が進んでいます。多分これからこの中でもいくつかの区で出てくるだろうと思っていますし、板橋なども進めていこうというふうに思っています。

教育長 丸田委員長のお話の板橋区とも違いますよね。そういう意味では、すべての教育機関を対象にした国際規格としてのISO 14001を取得するというのは杉並区が初めてになりますか。

庶務課長 そういった意味では初めてです。認証取得ができれば初めてということになります。

委員長 全国に向けて発信するもので、出来のいいのを発信したいからお聞きしているのですよ。だから、このISOというのは、内容そのものは自分たちで決めて、努力目標が中心になっているのですよ。こういうふうにしななければいけないというのは、どういう項目を含めなければいけないというようなISOの事務局、コンサルティングのほうで提示しますけれど、その中身に責任をもつのは自分たちであって、それから、3年後にまたそれを更新させるのも自分たちのことだから、自分たち次第でどうにでもなるというのがISOの性格ですから。こちらでどうこう、法律でどうこうとか、そういう意味ではない。だから、その辺、柔軟性はあるのだけど、落としどころをどの辺にしておくのかというのがまた大問題になってきます。それで意義にかかわってくる問題とか、これをやって意義がどの程度あったとか。

教育長 いまの丸田委員長のお話をあれしますと、例えば学校の屋上緑化とか、あるいはビオトープの設置であるとか、そういった要素なんかは付加価値的な目標ということになるのですか。

委員長 だから、それを含めたいなら自分たちで含めればいいしという、そういう、ISOの認証機関の立場ですから。それを重点的に個性化させてやっていくのだというのなら杉並はそれを出せばいいし。

庶務課長 では少し中身に触れるかもしれないのですが、いま検討しているのはちょっと規程と外れますけれど、いま委員長がおっしゃったような話の中では、1つは環境教育の推進というのをどう進めていくのかと。これは学校の授業ですとか、それから、社会教育施設の中でどういったように進めていくべきなのかというようなことも入れています。それから、教職員の研究というような部分で環境教育の研究なども進めていく方向性とか、先ほど話のあった施設の緑化とか、生き物の棲息場所の保全だとか喪失というの。例えば屋上緑化もそうですが、学校ビオトープなどもこの計画の中で盛り込んでいくといった、いわゆる区長部局がとらない、区長部局とは違った教育機関がとるところの意味合いの部分をいま現在検討してまして、そういったものも含めていこうと。もちろんその中にはゴミの発生抑制とか、資源リサイクルの推進ですとか、これも教育機関、学校ということになりますと、化学物質等の適正管理というようなことなども入ってくるのだと思います。あるいは環境に配慮をした物品の購入というようなことで、グリーン購入を推進していこうとか、そういったことなどについていま検討中でして、次回の教育委員会では報告できると思っています。

教育長 さらに言えば、学校の施設そのもの、あるいは教育機関の施設そのものが環境に負荷を与えない、あるいはより減少させるということも必要なことでしょうね。この例がどうかかわからないのですが、文部科学省が最近、すべての学校に冷房施設を入れるという方針を打ち出したわけですよ。あれは現実には、私は京都議定書にも反しているし、いま南アフリカで行われている環境会議なんかでも、僕は微妙な問題があると思うのです。オランダなんかでは、これ以上炭酸ガスが増えたら地面が水で埋まってしまうということで、自転車通勤、自動車には高い課税をするというようなことをやっているくらいですから。私は文部科学省の冷房化方針というのは、環境に多大な負荷を与えると。しかも日本全国ですから。そういうことを考えますと、いったいあの方針自体が何なのだとということになるわけで、私はそういう意味で冷房化方針は、いま杉並区は持っていませんけれど、あれ自体はISOの方針に反するのではないかなとも思っています。

そういった、施設そのものの構造等も含めて、環境に負荷を与えないということもこの中で盛り込めるといいなと内心は思っています。これは意見でございます。

大藏委員 一定の規格があって、それに揃えていくというのは割合に目標がはっきりしてやりやす

いですから、だからそのISOはいいのですけれど。しかし、根本はISO 14001の資格認定を取ることでなくて、教育環境だとか住居環境、それをよくすることのほうに目的があるわけですから、それをあまり間違えないでもらいたい、そういう気がします。

教育長 私も同意見です。よろしくをお願いします。

委員長 では、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議案第64号については採択することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、原案どおり決定いたします。

これで議案審査のほうは終わりましたして報告事項に入らせてもらいます。まず学務課長のほうから、「済美養護学校幼児教室事業の廃止について」ということでご説明をお願いいたします。

学務課長 それでは私のほうからは、「済美養護学校幼児教室事業の廃止」についてご報告をさせていただきます。これの件に関連しては、前回の教育委員会定例会において、「済美養護学校幼児教室見直し具体化検討会の報告の概要」について既にご報告し、委員の皆様方からご意見などを頂戴したところです。その後、こども発達センターなど関連部署との調整、あるいは幼児教室の保護者との話し合いなどを重ねてまいりましたが、この度教育委員会として幼児教室事業の廃止を決定いたしましたのでご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。まず今回の基本的な見直しの考え方ですが、こども発達センターが平成9年4月に開設されました。これにより、障害を持った幼児の受け入れ施設の受け入れ態勢が充実するという大きな環境変化の中で、こども発達センターを中心としたネットワーク型の事業運営を充実させることで、障害幼児の施策や事業の充実が図られ、こういった再構築という視点に立って、既存の施策事業の改善・充実を図りながら幼児教室を廃止するという考え方に立ったものです。

2番目に、具体的な廃止の理由ですが。基本的には「幼児教室見直し具体化検討会報告」で示された提言内容などを踏まえて改めて見直しを行った結果、以下の4点の理由から廃止することが適当であるというふうに判断されたためです。

まず①ですが。先ほど申し上げたとおり、早期の就学前の幼児の専門療育機関としてこども発達センターが平成9年4月に開設され、当初の幼児教室は療育的な機能も担った教室事業としてスタートしたわけですが、このセンター開設にともなって、いわゆる中重度の障害のあるお子さんはセンターの中に設置、運営している「たんぽぽ園」のほうに移り、幼児教室のほうに入られるお子さんは、比較的軽度からやや中度のお子さんが入級されるというふうなことがありました。また、他の幼稚園、あるいは保育園での障害幼児保育の受け入れの充実ということもあり

まして、これら障害のあるお子さんの施設、あるいは機関の役割分担が大きく変化してきているということがまずあります。

②に、いまま触れましたとおり、幼児教室ができたのが、昭和 56 年 6 月にスタートしていますが、当時はまだ一般の幼稚園、保育園での受け入れ、いわゆる統合保育もまだまだ環境として整っていなかったわけです。その後、たんぼぼ園の充実、あるいは幼稚園、保育園での受け入れが着実に進む中で、幼児教室での受け入れ状況も大きく変化してきているという状況があります。

具体的には幼児教室、対象は 3 歳から 5 歳の障害のある知的発達の遅れのあるお子さんを対象にしてまいりましたけれど、最後まで、つまり、3 歳児で入られて 5 歳児まですごされるという方よりも、途中で退級されて幼稚園、保育園などに入られるというケースが多くありました。

そして③ですが、やはり社会の障害に対する理解の深まり、ノーマライゼーションの進展を背景にしまして、いわゆる統合保育の中で障害のないお子さん、一般幼児とも一緒に学び合うことで、子どもの可能性を伸ばしていきたいという保護者のニーズが高まってきています。

そして最後に、当面の緊急的な課題ということでは言えようかと思いますが、済美養護学校の義務教育の小中学部の児童、生徒数、あるいは学級数が近年非常に増えてまいりまして、養護学校の施設の狭隘化が進む中で、小中学部の教育活動にも支障をきたしている状況があると。

これら、以上 4 点を理由に、今回教室事業を廃止するという判断に至ったものです。廃止の時期ですが、平成 15 年度に向けて先ほど申し上げたような、障害幼児に関わる関連施策や事業の改善・充実を図りながら、当該事業については今年度いっぱいまで廃止ということを進めてまいる考えです。

また、4 番目ですが、関連施策事業の改善・充実ということで、先の報告書で示された提言内容などを踏まえて、今後さらに関係部署との調整などを図りつつ、当然ながら改善・充実で人的・財政的な措置を要する部分もありますので、関係部署との調整をしながら必要に応じて来年度予算などに反映させて、報告書で示された提言内容の具体化に最大限務めてまいる考えです。

それから、現在入級されているお子さんへの対応ということ。とりわけ、現在 5 名入級されていますが、そのうち 3 名のお子さんが年中のお子さんということで、平成 15 年度に小学校に入学するまでまだ 1 年間残されています。これらのお子さんへの個別的な配慮に基づくきめ細かな対応が必要であることは言うまでもありません。そういった意味で、今後さらに幼児教室の保護者の皆さんから、来年度に向けたご意向などを十分お話し合いを通じて把握した上で、先ほどの関連施策事業の改善・充実の中で、場合によっては平成 15 年度に限った臨時的対応なども視野に入れつつ、特に年中組のお子さん 1 人ひとりの教育ニーズに対応した支援に務めてまいる考えです。

さらに保護者等への周知です。幼児教室は昭和 56 年 6 月に開設され 21 年余り経過している中で、やはり大きな政策、施策の変更ですので、この間も保護者の皆様、あるいは P T A へのご説明をさせてもらっていますが、今後この廃止の方針を踏まえてさらに幼児教室の保護者、養護学校全体の P T A の皆様への説明の機会を設けさせていただくとともに、一般の区民の方への周知ということで広報は、教育報、区のホームページなども活用しながら区民あるいは関係者の皆様への周知を図ってまいります。以上で私からの説明を終わります。

委員長 では、ご質問、ご意見をお願いします。

安本委員 これは、この間もお話を聞いたことなので、よく理解はしているつもりでしたが、私がもしここの幼児教室に子供を通わせている母親だとすると、廃止の理由の に関して、さっきから「きめ細かな対応」とか「1人ひとりを大事に」というお言葉が出ているのですが、結局は義務教育である養護学校を優先しているよと。もしそうだったら、とても感じが悪いと思うのです。ですから、ここは書き方というか、もう少し工夫されたほうがいいような気がします。

平成 15 年度のための臨時的対応というのは、具体的には何かアイデアはお持ちでしょうか。ここがよくわからないのですが、養護学校の P T A というのは、済美養護の小・中ということですよ。

学務課長 幼児教室も入ります。

安本委員 そうすると、これは具体的には広報や教育報などを活用してとは書いてありますが、納得は絶対にできないと思うのです。理解できるようにご説明いただくには、具体的にどうなさるおつもりであるかを伺わせてください。

学務課長 3 点ほどご質問をいただきました。1 番目の廃止の理由の中の として記載しています。済美養護学校の施設、ハード面の問題です。これは 4 番目に書かせていただいたわけですが、幼児教室の廃止の大きな理由は で書かれていますとおり、こども発達センターの開設という大きな節目の中で、障害児に関わる支援策を担う施設、機関の役割分担が大きく変わってきているのがいちばん大きな理由だと考えています。ただ当面、現実的な問題として養護学校の施設の狭隘化ということも、この見直しの問題とは別に検討を進めている大きな課題ですので、大きな事業の見直しということであれば施策の優先順位、選択ということはせざるを得ないということです。その辺の率直な実情をお示しする上で、 の問題も理由の 1 つとして掲げざるを得なかったということがありますので、ご理解いただきたいと思います。

平成 15 年度の臨時的な対応を 5 に書かせていただきましたが、この間保護者の皆様とのお話の中で、例えば区立幼稚園の障害児枠の内容の充実もご指摘いただいています。そういった点でい

えば、区立幼稚園は平成 14 年度から 1 園 1 名の介助員の配置の予算枠をしていますが、当然障害を持ったお子さんの幼稚園への入園のご希望なども見込まれます。来年度については、区立幼稚園の就園を幼児教室のお子さんが希望される場合、それとは別枠で介助員の配置を考えていく対応も必要ではないかということがあります。また、療育的な部分での指導の専門性を確保してもらいたいということも出ています。現在療育訓練ということであれば主にこども発達センターでの専門療育指導などがあります。済美養護学校の中でも療育訓練の機会は設けていますので、幼児教室を廃止した場合でも学校側のご理解を得ながら、専門のスタッフによる療育訓練などもお受けできるような方向性も考えられることがありまして、臨時的な対応の 1 つとして以上のものを考えております。いずれにしても、現段階では固まった内容で持っているものではありませんので、資料に書かせていただいたとおり、今後保護者の皆様に具体的に平成 15 年度についてのお考えを十分にお聞きしながら、ご要望を踏まえて対応を考えていきたいということです。

最後の P T A の皆さんなどへの対応ということですが、この間幼児教室の保護者の皆様への説明、話合いの機会は 6 月、7 月、8 月と都合 3 回行っていきます。また、済美養護学校全体の P T A の役員の皆様への説明会も、この見直し具体化検討会の議論が深まった 7 月の中旬に一度、検討状況を含めて詳しくご説明、意見交換をさせていただいたところです。当然ながら今後、さらにこの廃止の方針を踏まえて話合いを重ねていくこととなります。実はこの教育委員会としての方針を決める前の 8 月下旬に、幼児教室の保護者の皆さんとの話合いの機会を設けました。その中で当初、保護者の皆様からは、1 つは養護学校が施設の狭隘化ということで、そこで存続することは難しくても、ほかの所での存続の可能性はないのかという点。また区立幼稚園での受入枠の内容の充実、こども発達センターの支援機能の向上等々、具体的なお要望は頂戴してきました。それを踏まえて、教育委員会としても今回の見直しの趣旨、見直しに伴ってこども発達センターを中心にした支援機能として、こういった施策や事業を考えているのかを何遍も話合いを重ねてきました。そういった中で一定程度、当初よりも理解は進んできた状況があったと判断して、それらの要素も含めて今回、事業の廃止の決定に至ったものです。ただ、今後もこの廃止の方針についてのご説明の一方、来年度に向けたお子さんの問題について引き続き幼児教室の保護者の皆さんともお話しする予定ですし、済美養護学校全体の P T A の役員のほうにも 9 月に入りまして定例の会議がありますので、そこでお時間を頂戴して改めて今回の見直しについて、ご説明させていただく予定です。

安本委員 廃止の理由の についてはまだちょっと理解できませんが、最後の保護者等への周知ということはよくわかりました。これはどうぞ、よろしく願いいたします。

臨時的対応というのは誤解を招くと思うのです。前に幼稚園の廃止の問題があったときにも、

特例でこの年だけ何人というのが臨時的にあったわけです。この書類というのは、もうここに出ているから公開の書類になりますよね。ところがいろいろな方が手にするわけで、これは臨時的対応というのはおっしゃっている意味はよくわかりましたが、誤解を招くと思います。

やはり廃止の理由の に関しては、同じ理由からこれが公開の書類になりますので、これをここにボンと出すということは、ご理解願いたいと言われても「はい」とお返事はしますが、ちょっとこれはやめておいたほうがいいのではないかしらと思います。

学務課長 臨時的な対応の部分ですが、一応想定しているのは先ほど例として申し上げた点です。で、今後説明の機会がいろいろな場面でありますので、いまの委員のご指摘も踏まえて検討してみたいと思います。

事務局次長 の理由のことですが、この幼児教室を設置した目的は、区立の養護学校をつくったときの状況が区立の養護学校はつくったものの、その前の幼児の専門機関が全く区に受け入れる機関がない状況の中で、東京都に幼稚部の設置を要請したのです。けれども、それは一切受け付けられなかった中で区独自で幼稚教室の人たちを区の予算で全部の持ち出しをやったわけです。ある意味では、当時はこれは暫定的な措置だったと理解しているのです。その後、先ほど来説明しているとおり、いろいろな形で充実してくる中で、例えば平成9年にこども発達センターをつくった時点では本来は政策的には見直すべきだったけれども、あって悪いものではないので引き続きやってきたのは事実でした。しかし、幼児教室をつくった理由からすると、その役割はそれぞれの機関の中で受け皿が出てきている事実があるわけです。そういうことできたのですが、やはり養護学校というのは満杯になった時点で、改めてこのことを考え直さざるを得ない状況では大きな理由として、言わざるを得ないと考えています。

大藏委員 私は はやむを得ないと思っています。先ほど学務課長のご説明がありましたように、比重は①、②、③、④が同じではないということです。いま松本次長のお話にもありましたが、私は、これは社教に入りますが、日曜学校ということで養護学校にしょっちゅう行っているのです。それは養護学校そのものではありません。しかし、養護学校から見ますと、本当にあそこは大変なのです。だから、これはもちろん該当している5人、3人の年中児が残りますが、その保護者からすればこんなことを理由にいただいてということはあるかもしれませんが、全体から見ればこういうものについては、ご父兄だけに出すものではありません。全体について、区民全体にも理解を受けるべきものですから、そういうことからすると養護学校にすれば、これは非常に重要な要素なのです。だから、ここに として書くことは妥当であると思います。

安本委員 書く、書かないではなくて、そうだったらもう少し説明をしていただかないと。私は理由はわかります。このとおりだと思っし、普通の幼稚園に補助の人などが入って、そういう子た

ちと一緒に学べるほうが個人的にはいいと思っています。ですから、いろいろな世の中の状況とか、これが廃止になることに反対はいたしませんし、このとおりだと思っていますが、やはりこの書き方ではここだけが、「やっぱり区はこういうことしか考えてないのね」ということをこの5人だけではなくても、ほかの方もそう感じると思うのです。だからもう少し工夫をして、ボンとこういうふうを持ってこない。どこかに入れ込むとか、あるのだけれどもないようなというか、そういうふうにはできないでしょうか。これについては仕様がないうのはわかりますが。

学務課長 限られた中での資料ですので、記載の仕方は当然実際の児童生徒数、学級数のデータなど別紙で添付資料としてお付けしてはおりません。ただ、この廃止の理由の4点いずれも、前回の定例会でご報告させていただいた検討会報告書の資料編の中にも、済美養護学校の児童生徒数、学級数などの具体的な数字、そしてそこから伺える施設の問題などは十分ご理解していただく上での補助的な資料としてお配りしていますので、今後保護者の皆様だけではなくて、区民の皆様への説明機会もありますので、委員のご指摘を踏まえて説明を工夫していきたいと思っています。

安本委員 十分に説明を差し上げてください。5人のことですが、大事なことだと思います。

委員長 ほかにありませんか。では、いま出ましたようなご意見等を十分ご注意いただいて、進めていただければと思います。ありがとうございます。

次に、2点目の「生活科教科書について」、3点目の「民間人講師について」を指導室長からお願いします。

指導室長 私から生活科教科書についての印刷上のミスが判明しましたので、概要についてご報告すると共に、今後の対応についてお話ししたいと思います。

該当の教科書は、今年度から使用している『たのしいせいかつ 下 だいすき』です。出版社は大日本図書株式会社で、小学校1年生・2年生が使っているものです。ここにあるのが、その教科書です。印刷のミスの箇所と内容ですが、委員のお手元にあるのはコンパクトにまとめたカラー刷りになっていますが、現物はこのような折り込みになっています。それと裏面のところです。お手元にある上段に、裏を含めて7カ所のマルがあります。その部分が本来「展示会用見本本」と下の段のようになってなくてはいけなかったものが、ここの部分がなくなっていたということです。

このミスの発生の原因と、判明の経緯についてご説明したいと思います。お手元にある原因の箇所ですが、「検定申請図書（白表紙のもの）」と書かれています。教科書の検定を受けるために出す場合は、表紙は白くしています。その段階から実際に展示会用の見本本をつくる、これが教科書になるわけですが、その間に該当する7カ所を大日本図書株式会社が修正を加えて、新

たに文科省の承認を得て見本にしたということです。これが各委員の皆様方に見ていただいた教科書になるわけです。それが採用されて現在、1年生、2年生にいつているわけです。その時点では、委員の方に見ていただいたこの教科書がもう採用採択されたものでしたが、実際にいまは児童がどの教科書を使っているかを申し上げます。こちらの教科書を使って上段に書かれている1つだけ事例を示しますと、ここの方が立っていますが、本来委員の方が見たものは車椅子の方がいらっしゃるということです。それで、検定申請用の白表紙の旧フィルムを誤用して印刷したということでした。どうしてこれが判明したかといいますと、社内の編集会議で指導書等も作成しますので、それと児童供給分の対比の中で判明したということで、私どものほうに緊急の連絡があったということです。

今後の対応ですが、9月5日の校長会で事情説明を行います。それから、この大日本図書株式会社については、すべて新本に交換するようにと私どもからも伝えてあります。各学校に対しましては、出版者の責任者が概要説明をきちんとして、校長等に理解を求めることになるかと思えます。9月12日から9月18日の間に会社が責任を持って交換に当たる。このときは、いま現在子供たちが使用している教科書は引き取りになって、2学年の児童分が取り換えになる。1年生は上巻が、2年生は下巻が配られていますので、対象は2年生という意味です。総数が4月1日現在で、2,964名の児童が対象になります。また、教育委員会から保護者への周知を学校を通じて、プリント等を配付する予定です。教科書については以上です。

続きまして民間人講師による授業の実施について、ご報告をしたいと思えます。これは資料はありません。アクションプランの1つの民間人講師による授業については、報道等にも大きく取り上げられたり、私どもからすればいろいろと誤報のような形で報道されて、大変な迷惑を被ったこともあります。そんな紆余曲折があって、いよいよ学校のほうが私どもに申請を挙げてきたことで学校が決定しましたので、本日はその学校名をお知らせしたいと思えます。高南中学校、天沼中学校、神明中学校、和田中学校の4校を対象に、この授業を今後行っていく予定です。当初3校程度ということで、教育委員会としてはこの授業を展開しようと考えていました。中学校さんから私どもが考えているより1校多いということで、この授業に対していちばん最初どういう授業になるかと、いろいろと難しい状況もあるかと思うのですが、こういう学校が自分の学校の授業改善、教育活動の充実を図るためにやっていこうと申し出ていただいたことについて、指導室としては大変嬉しく思っているところです。学校長4人を集めまして、大変忙しい中でしたが、與川教育長からもお話をさせて頂いたところです。

いま学校には、それぞれに森上教育研究所からご提示いただきました講師のリストを出しているところです。今後、講師のリストの中からこのような人材を活用したいということがありまし

て、学校のほうで面接を何人かやって授業をやる講師が決定してくるという段取りになっていきます。現在は10月、11月、12月の3カ月間の中で、学校の都合等を合わせて授業を展開していくこととなります。また詳細なことが決まりましたら、正式にプリントでご提示したいと思っています。私からは以上です。

委員長 最初に生活科教科書について、ご質問、ご意見をお願いします。よろしいですか。ご意見、ご質問がないようでしたら、3点目の民間人講師についてご質問、ご意見をお願いします。

安本委員 数学と理科と聞いているのですが、中学によって何の科目を選ぶかは全部中学側が決めるのですか。

指導室長 私どもは、数学のみを今年度は考えています。理科は対象ではありません。

安本委員 例えば人数などは、中学校によって何人とかは決まっていないわけですか。

指導室長 一応、通常の学級の中で行われている授業を第一義に考えています。ただ、学校によりましては少人数制の習熟度における学習形態もありますし、選択という授業もありますので、その辺は学校のほうでよく精査しまして対応していこうとなっています。

委員長 よろしいですか。アクションプランの方針が心配で、その実施と進捗ということだと思います。どうもありがとうございました。

最後に、教育委員会共催・後援名義の使用承認について、社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 私から、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告します。7月分に関しては、いちばん最後のページにあります。定例が36件、新規が6件、共催が24件、後援が18件という状況です。新規の内容ですが、2ページ26、「NPOたすけあいワーカーズさんか」が行います映画「エイブル」の上映会です。杉並公会堂9月8日。これは知的障害者2人がアメリカでホームステイをするというドキュメンタリーの映画です。32～35にかけましては4件とも、土曜日学校の実施に関するものです。杉一小土曜日教室プロジェクト実行委員会が行います土曜日学校、33が高東ビレッジスクール実行委員会が行います土曜日学校、34が土曜の森実行委員会の杉森中学校で行う土曜日学校、35が杉八小土曜日学校実行委員会ということになっています。

社会教育センター所長 社会教育センターの分が4ページの6です。後援名義で、明治大学政経学部ということで連続公開講座。明治大学については、従来和泉校舎の授業を共催ないしは後援していましたが、今回は駿河台校舎ということで初めて後援をします。中身は、地域社会の活生化にアプローチするプロフェッショナルを育てるため、広く社会に理解していただき、地域に開かれた大学を目指すということで実施するものです。以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見をお願いします。

安本委員 新規である土曜日学校、土曜日教室プロジェクトといろいろあると思うのですが、いつあるかというのがわかるとたまには伺えていいなと思うので、日にちがバーッとたくさんで3月31日までの間で、どこの学校でいつあるかというのがもう少し詳しくわかるとありがたいなと思うのですが、そういうのはいただけますか。

社会教育スポーツ課長 学校によって試行的にやっている所もありまして、先の計画までが明確になってない部分もあります。それぞれの学期ごとを基準にしていますので、それが計画書として出ているものについては。

安本委員 そのくらいでいいです。その先まではいいです。

社会教育スポーツ課長 そうでありましたら、資料としてあります。

事務局次長 それは、こういった使用承認とは別に、そういった事業の開催の通知などが教育委員会にきましたら、教育委員の皆さんにもできるだけお知らせするようにしたいと思います。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

今日用意されました事案、報告事項はすべてこれで終わりました。どうもありがとうございました。

教育長 私からの提案です。既にご案内のとおり、教育改革アクションプランの中に「開かれた教育委員会を」という項目があります。1学期は、各学校にまさに開かれた学校づくりということですので、さまざまな提案もし、取り組みもいま行われているところです。教育委員会自体も開かれた教育委員会ということで、今後子供たち、教職員、地域の方々、保護者などとの話合いの機会を具体的に実施をしていけたらいいなという気持ちがありまして、当面取っかかりとしまして、学校の教員の方。すべての学校といたら68校もありますからとても行き切れませんが、何校かご希望をいただきながら職員会議にお邪魔をして、我々教育委員が教員が日頃どんなことを考え、また我々も教員に対してこんな思いがありますよということなどなど。いままで、直に教員の方とお話合いの場を設けたことが一度もありません。初の試みになるわけですが、学校のお気持ちありましようから押し付けがましく伺うわけにはいきませんが、学校のご希望を聞きながらできるだけ教員と話合う機会を小・中学校で突破口でやって、今後ご希望をいただければどんどん次々にやっていきたいなと。時間の限りもありますので、延々とというわけにはいかないと思いますが、何かそんな機会ができればいいなと思っています。教育委員は必ずしも全員が無理であれば、2人でも3人でも参加できるということですのでよろしいのではないかと思います。そんな機会が設けられないかというのが1つ。

それから、小・中学生の子供たちと直にお話をする機会もほしいなと。例えば中学校ですと生

徒会がありますので、生徒会自身がご自身の意思で、是非とも教育の現状なりこれからの教育について、教育委員というおじさん、おばさんたちと話をしたりというようなことがあっていいのではないかなと。私たちも、子供たちの声に耳を傾ける機会というのはいろいろな場であるのですが、組織立ってはあまりないので、そんな機会も。子供たちも最近、いろいろな体験活動を総合の時間などでやっていますが、そんなことも踏まえながら子供たちとの話し合う機会もつくれないだろうか。さらには、私もそうしょっちゅう言われると困るのですが、「ようこそ教育長室へ」ということで教育長室に子供たちが来て、私なり一緒にご同席いただければ教育委員の方にもご同席をいただいて、子供たちからインタビューを受けるとか、ざっくばらんのお話をする。

この前たまたま泉南中の子供たちが来て、とてもいい雰囲気だったということも後から聞きましたので、実際にそういうことがあったわけですが、そんなことも含めて我々5人と子供たちとの接点がこれからつくれたらいいなと。あまり形式ばったというよりも、ざっくばらんに意見を交換できるようなことができたらいいなということで、まだご提案の段階ですので、後ほどでも先生方からご意見を聞きながら、少しずつでもそういう話合いの場づくりを広げていけたらいいなと。

いずれは保護者やPTA、地域の方あるいは青少年委員や活動の団体の方などともお話しする機会を。私は結構あるつもりではいるのですが、委員の皆様と一緒にそんな機会ができたらいいなと。とりあえず今日初めてですが、ご提案させていただきたいと思います。そんなことで進めるといいですか、ちょっと段取りをしてみたいなと。校長会とかをいろいろと向こうに話しかけないといけないものですから、私どもが独断というわけにはいきませんが、そんな機会をつくっていきたいと思っています。

大藏委員 賛成です。是非やってください。

委員長 教育改革アクションプランの中に書かれているので、ご提案はその具体案のことですね。

教育長 はい。場合によってはそれから広がって、委員の方にもゲストティーチャーやサポーターなどで、学校にも参加する機会があってもいいかなとも思っています。

委員長 またスケジュール調整など、具体化のほうをよろしくお願いします。

本日は、これをもちまして会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。